

岩手県企業局管理規程第5号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月30日

岩手県企業局長 青木俊明

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第4条関係） [略]					別表第1（第4条関係） [略]				
<u>1 固定資産</u>					<u>1 固定資産</u>				
款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
長期前払				[略]	長期前払				[略]
費用					費用				
					<u>その他投</u>				
					<u>資</u>				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規程は、平成24年11月30日から施行する。